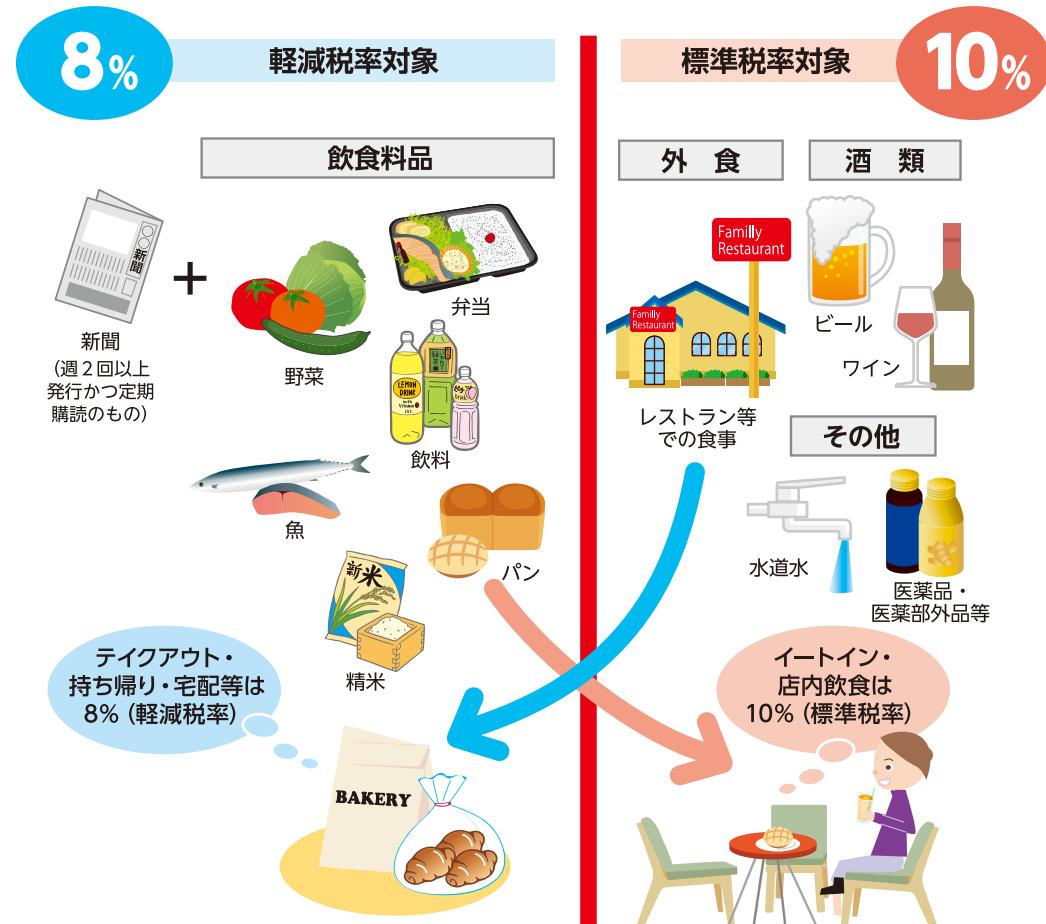


## 軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。



### 取り扱い品目の確認が必要～税率の紛らわしいケースに注意～

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認などが必要になります。

詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。(P.10参照)

## 「飲食料品」の定義

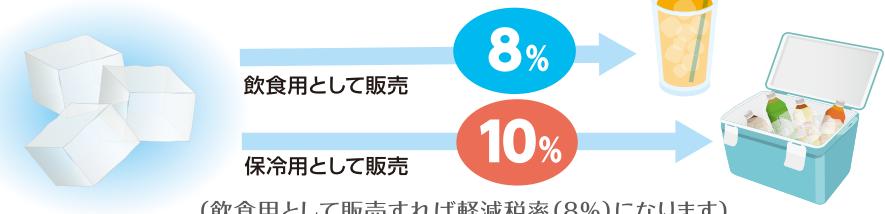
軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

⇒酒税法に規定する酒類は軽減税率の対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあたらず、軽減税率の対象外です。さらに、「外食」や「ケータリング」も軽減税率の対象からは除外されています。

### 軽減税率(8%)対象品目のまぎらわしい例

軽減税率(8%)対象か標準税率(10%)対象かは、多くの商品を取り扱う小売店にとって、まぎらわしいものも存在します。

#### ○飲食用として販売するか否かで、税率が異なるもの



#### ○類似品があるもの



### 〈参考：軽減税率の対象とならない「医薬品・医薬部外品等」の定義〉

医薬品・医薬部外品等の定義は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」をいいます。したがって、これらに該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の対象外です。

なお、医薬品・医薬部外品等に該当しない特定保健用食品(いわゆる「トクホ」)等は、食品表示法に規定される「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

## 軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれていません。以下を満たすものが外食となります。  
「飲食店等を営む者が、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」

8%

### 軽減税率 (外食にあたらない)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前、宅配、お土産
- ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。

(例)お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを持ち帰った場合でも軽減税率の対象になります。

10%

### 標準税率 (外食・ケータリング等)

- ・店内飲食(イートイン含む)
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

有料老人ホーム等で提供される一定の基準を満たす飲食料品は軽減税率の対象になります。

8%

### 軽減税率(8%)



- ①サービス要件  
(飲食料品を提供)
- ②場所要件  
(飲食設備がある)  
に該当せず

10%

### 標準税率(10%)



- ①サービス要件  
(飲食料品を提供)
- ②場所要件  
(飲食設備がある)  
に該当

## 軽減税率の対象とならない「酒類」の定義

軽減税率の対象外となる「酒類」とは、酒税法に規定するアルコール分一度以上の飲料をいいます。したがって、みりんや料理酒などで酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、その販売は軽減税率の適用対象となりません。一方で、ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、「飲食料品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

8%

### 軽減税率 (酒類にあたらない)

- ・みりん風調味料、甘酒、酒類を原料とした菓子
  - ・ノンアルコールビール
- ※酒税法に規定するアルコール分が一度未満のもの
- ・不可飲処置の行われた料理酒

10%

### 標準税率 (酒類)

- ・ビール、ワインなどのアルコール飲料
- ・みりん、料理酒

※酒税法に規定するアルコール分が一度以上のもの

## 商品を組み合わせて販売する場合の税率は

「一体資産」は原則10%、一部が軽減税率対象

おまけ付きのお菓子や重箱に入ったおせちなど、軽減税率対象商品と軽減税率の対象でない商品を販売する場合で、消費税法上

- ①食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているもの
- ②一の資産としての価格のみが提示されているもの

と定義されています。一体資産は原則として標準税率(10%)が適用されます。

なお、次の要件を満たすものについては、全体が軽減税率(8%)の対象となります。

- ①一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下かつ
- ②一体資産の価額のうちに飲食料品の価額の占める割合が2/3以上となるもの

## 軽減税率の対象品目・税額の計算方法などの相談窓口

軽減税率の対象品目や税額の計算方法に関しては、国税庁消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)またはお近くの税務署へお問い合わせください。

国税庁消費税軽減税率電話相談センター【電話番号】0120-205-553

<国税庁ホームページ 税務署の所在地などを知りたい方>

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

